

令和元年度 第2回

逗子市子ども・子育て会議
会議録

令和元年 7 月 31 日開催

令和元年度 第2回逗子市子ども・子育て会議
令和元年7月31日(水) 会議録

| | |
|------|---|
| 日 時 | 令和元年 7 月 31 日 (水) 15 時 から |
| 開催場所 | 逗子市役所 4階 全員協議会室 |
| 出席者 | <p>【委員 (名簿順)】</p> <p>隈部委員、前島委員、石井委員、角田委員、小関委員、中島委員、森委員 横地委員、寶川委員、野坂委員、杵山委員</p> <p style="text-align: right;">以上 11 名</p> <p>【事務局】</p> <p>山田教育部長、高橋次長、杉山教育部参事、中村子育て支援課担当課長 桐ヶ谷療育教育総合センター長、粟飯原保育課副主幹、村上主幹 三富社協職員、西之原主事 コミュニティープランナーズ 井上、柴</p> |
| 欠席者 | 飯野委員、山崎委員、猿田委員 |
| 開催形態 | 公開 (傍聴者 なし) |
| 議 題 | <p>(1) 子ども・子育て支援事業計画について</p> <p>(2) 放課後児童クラブ選考基準について</p> <p>(3) 放課後児童クラブ保育料見直しについて</p> <p>(4) 保育所等入所調整基準の見直しについて</p> <p>(5) 幼児教育・保育の無償化について</p> <p>(6) 保育所条例の一部改正について</p> <p>(7) その他</p> |
| 議 事 | 別添 発言要旨のとおり |

| | |
|------|--|
| 配布資料 | <p>(資料1) 計画構成の考え方</p> <p>(資料2) 放課後児童クラブ選考基準について</p> <p>(資料3) 放課後児童クラブ保育料見直しについて</p> <p>(資料4) 保育所等入所調整基準の見直しについて</p> <p>(資料5) 幼児教育・保育の無償化について</p> <p>(資料6) 保育所条例の一部改正について</p> <p>子ども・子育て会議 会議録（未定稿）</p> |
|------|--|

第2回逗子市子ども・子育て会議 令和元年7月31日(水) 議事録要旨

【議題】

- (1) 子ども・子育て支援事業計画について
- (2) 放課後児童クラブ選考基準について
- (3) 放課後児童クラブ保育料見直しについて
- (4) 保育所等入所調整基準の見直しについて
- (5) 幼児教育・保育の無償化について
- (6) 保育所条例の一部改正について
- (7) その他

1. 開会

委員 14 名中 11 名出席 議事録の署名人は、前島委員と森委員

傍聴者の確認（なし）

2. 議題・報告等

【議題1】子ども・子育て支援事業計画について

計画構成について（資料1）事務局より、子ども・子育て支援事業計画の「計画構成の考え方」について説明。（説明省略）（質疑応答）

【寶川会長】

計画が見直しの時期に来ていて、国からの方針がいろいろと新しく打ち出されている中での骨子案だということではよろしいか。

【事務局(井上)】

基本的にはそうである。

【小関委員】

目次の部分がこのようになっていくという理解でよろしいですね。そうしますと以前の計画は非常にわかりやすい文章で表題になっていたかと思うが、それが分かりにくい。また第2章について、前回の会議でも逗子市ならではの子育てを中心に話が出たと記憶しているが、わざわざ逗子で子育てをしたいと来られた方も踏まえて、逗子であるという所の意義を前面に打ち出していただきたい。前期計画で基本目標の5に仕事と子育ての両立という文言が入っていたが、今回はそういう記載がない。私は学童保育の関係者でもあることから、今後、子育てをしながら仕事に従事される方というのはますます増えていく一方だと思うので、仕事と子育てという文言をどこかに入れてほしいと思う。第6章で基本目標の7、8、9とあるが、着実な実行を目標にするというのは何か変な表現な気がする。新制度が始まってから既に4年間過ぎているが、その中での逗子市の変化なども書くかとは思いますが、そのあたりもお聞きしたい。

【事務局(井上)】

前期の計画と比べ、分かりにくい文章で表題になっている点について、今回は案なので、今後具体的に少子化の進行や少子化の要因など数字を拾っていき、統計調査し、どういう数字になっているか

を踏まえた上で文章に変えていくということは考えている。前期の計画の基本目標5で、仕事と子育ての両立しやすい環境の充実という文言が今回の計画案では消えているのではないかというご質問だったが、基本的には、男女が協力する子育て社会の実現というところで展開しようと思っているところである。今期の計画にも前面に出していった方がいいということに関しては反映を検討させていただくのでお時間をいただきたい。計画の着実な実行を目標にするのは文言的に日常の感覚でおかしいのではないかというご意見だったが、どのように着実に実行されるかと言えばこのような事業があるよと住民の皆様にも周知され、どのように利用すればいいのかをいろいろ相談を受けて、そのような体制が計画を実施するうえで必要になる。自由意見でも、情報がどのような事業があるのかわからないとか、どこに相談すればいいのかわからないという意見も出てきている。そのようなことを踏まえてどのような体制で取り組んでいくのかということを展開する必要があると考える。一括して一覽として書いておいた方がより明確になるということで必要だと思うので、検討させていただきたい。前期にどういったことがあって後期にどのような対策をとっていくのか、変化をどこかに反映させる必要があるというご意見をいただいた。それに関しては、計画の概要の計画策定の背景の中で述べる予定である。

【小関委員】

仕事と子育てが両立しやすいということについて、男女が協力する子育て社会のなかでというお話がありましたが、仕事と子育てを両立というと、受け取る側としていわゆる共働き家庭を想定すると思うが、共働きでなくても男女が子育てを協力するのは当たり前のことなので、それを踏まえておいてほしい。

【事務局(井上)】

子育て家庭への支援に絡むところなので、これを独自に取り上げるかについては検討させていただきたい。

【竇川会長】

男女が協力するというのは、国の男女共同参画という言葉をひろっているのか。

【事務局(井上)】

それも含まれる。

【事務局(杉山参事)】

現在の計画の30・31頁に基本理念と計画の基本的な考え方、基本目標と記載されている。このところが現在の計画のミソになっています。ここを柱としてどのように考えていくか作りこみをしています。次世代育成支援行動計画の時から、国から基本的にこういう項目について計画を立てて下さいという指示があり、次世代育成支援行動計画は子どもに関すること全てだったので道路行政から防犯からなにから全て入っていた。ですがそこを計画に入れ込んでいってもなかなか進行管理が難しいというところで、今の計画にするところで子育て関連の部分抜き書きして、次世代育成支援行動計画として残したという構造をとっている。内容としては市民目線でつくるというスタンスを持っていたのでずっと胸に落ちやすい、頭に入りやすいものになっている。かなり思いがこもっています。こちらをどう取り扱っていくかということが一番の大きなポイントになるだろうと思っています。今回ご提案いただいた骨子案の基本目標の一点目が子どもの権利や安全の確保とあるが、この言葉そのものは基本目標にはならないですね。目標である以上具体的になにかイメージできるものがなければならぬ。権利や安全の確保をどうするかがあって初めて目標になる。構造としては、こういったことをロジカルに切り分けていきますという意味だと事務局では理解しています。基本目標については、骨子案のこのロジックで切り分けたところでもう一度目標設定をし直すのか、現在の基本目標は活かしたまま今回の骨子案で切り分けた子どもの権利や安全確保等の具体的な施策を構造に落とし込んでいくのか等、作りこみについてはこれからというところですよ。どう整理するのかはまたご提案させ

ていただきたい。まずは今の計画の基本理念、スローガンの部分とそれを説明する部分、4つの視点、5つの基本目標を活かしていくというのは認識としては変わらない。それをどう新しい計画の中に入れ込んでいくのか、これまで母子保健計画が後ろの資料編という形で載っている形で、本編に記載としてウエイトが置かれていないので、それを今回はきちんと入れ込んでいくよというのが、整理の眼目だと理解している。そのような形で、皆様のなかでイメージしていただいて、どのような計画がこの街にとってふさわしいものなのか皆様に吟味していただき、項目立てをして計画として仕立てていければと思う。

【森委員】

計画の項目立てのことですが、今の計画では第4章に基本理念と基本的な考え方、基本目標があって、第5章で基本目標をかみ砕いたものが立っていて非常にわかりやすい。今回の骨子案は第3章のところで基本理念、基本目標とあって更にそれをかみ砕いているのかよく分からないですが、第4章のところは、基本姿勢の下に基本目標が1～6となっている。第4章の2～6項が基本目標1～6となっていて、とんで第6章の2～6項で基本目標7～9となっている。この章立て、構成がわかりにくい。どのように理解したらよろしいのでしょうか。

【事務局(井上)】

基本目標が第4章と第6章にまたがっているということは、第5章がなんなのかということだと思う。第5章は、本計画で、子ども・子育て支援法で求められている事業量を明確に打ち出すところである。具体的には教育環境の充実から各種支援事業が個別に出ているが、一括してまとめて強調して展開しているところである。ゆえに、基本目標のところ、具体的にはこういうものがありますよと出ている。したがって、第4章の中の子ども・子育て支援法が求める具体的な数値目標を取り上げたところと理解していただきたい。基本的に1～9の基本目標は計画の根幹をなしていると考えております。

【森委員】

現行の計画は基本目標が項目立てになっているが、骨子案では基本目標は項目立てにはなっていないということですね。置き方がくっつけただけのように見えるのですが。

【事務局(井上)】

7～9が、基本目標となりうるのかという疑問はありうるのかと思う。前計画では、第8章、計画の進行管理は基本目標として挙げられていないということがある。計画の進行と管理をどのように担保していくか、その担保も含めて改革の一環なのではないかと考えている。

【森委員】

先ほど「計画の着実な実行」は目標になるのかという意見がでて、私も同一の疑問を感じるのですが、前期計画の第8章の計画の進行・管理は目標でも何でも無い。今回の骨子案の第6章の2～4は内容的に目標ではないのではないかと思います。

【竇川会長】

現行の計画と文言がかなりずれてきているという印象を非常にうける。今回は改定もあるので、できれば前期の計画の章に何が加わったのか何が変更されたのか、第2章については、前期計画の第2章と第3章をまとめているが何故まとめたのか等、変更の理由等が表だけではなく分かりやすいように書いた資料をいただければ議論しやすいと思う。国からも貧困対策が課題として挙げられていること、また出生率や待機児童、病後児問題等に関しても今後検討していかなければならないということもあるので、もう少し現行の計画の文言を踏まえた形での骨子案、もしくはもう少し具体的な骨子案を提出していただければ会議としても進めやすいと思うので、よろしくお願ひしたい。

【議題2】放課後児童クラブ選考基準について

放課後児童クラブ選考基準について（資料2）事務局より「放課後児童クラブ選考基準について」説明された。（説明省略）（質疑応答）

【小関委員】

保護者会連絡会に参加しており、選考基準に関しては、まずは増設をお願いしたいところではある。選考基準新設の最後のステップ2で在宅勤務者というのがあるが、逗子市では在宅勤務者も結構いるということで、ここで優先度が低いのは辛いという意見もあった。利用する場所によってそれぞれの方の就業状態が違うということがある。祖父母がいても、なかなか祖父母に預けることはできないという意見もあったのを申し添えたい。保育料の見直しについては大きく反対される方はいらっしゃらなかった。ただ、どちらもパブリックコメントに出すのに非常に分かりにくいという意見があった。わかりやすい作り方をしてほしい、そのための協力はしたいという保護者の方もいらっしゃったのでご報告させていただく。

【議題3】放課後児童クラブ保育料見直しについて

放課後児童クラブ保育料見直しについて（資料3）事務局より「放課後児童クラブ保育料見直しについて」説明された。（説明省略）（質疑応答）

【寛川会長】

保護者会の承認は得られているのか。

【事務局(杉山参事)】

保護者会の直前に配布したので、9月のパブリックコメントの時にご意見を申し上げますということをお願いしている。昨年度はパブリックコメントでたくさんご意見をいただいて、説明会も開催し、ご意見をいただいた上で、パブリックコメントで提示した案より条例案を引き下げたという結果であった。パブリックコメントでいただいたご意見の中に必要であると認められるものがあれば、当然条例案で反映させていくことになるかと思う。

（一同了承）

【議題4 保育所等入所調整基準の見直し】について

保育所等入所調整基準の見直しについて（資料4）事務局より「保育所等入所調整基準の見直しについて」説明された。（説明省略）（質疑応答）

【横地委員】

無償化によって副食費についても滞納が発生することが考えられるため「等」と加えたところがあるが、減点について、6か月以上保育料等の滞納があった場合、3・4・5歳の兄弟の方の滞納があった場合、第2子第3子が入るときに減点するということかと思う。ということは、滞納の対象者の3・4・5歳児が退園しなければならないなど、そういう所には影響しないのか。ご兄弟が入るときに減点されるということではよろしいか。

【事務局(杉山参事)】

はい。現実には、保育料を滞納されているからといって減点して入所の選考をすることはほぼない。滞納されている方には、基本的には返還の計画書を作っていただいて、毎月分納の形で納めていただいている。債権管理をきちっと行っているので、毎月分納していただいているので、分納している方にこの規定を適用することはない。滞納しているが、計画的に納めていきますよという計画があるので、もし滞納6か月分が残金として残っていたとしても、返す約束があるので滞納という扱いは現実的にはしていない。将来的な抑止力という意味合いが非常に強いものである。滞納して計画書も出さないということであれば、適用する可能性もあるが、皆さん出していただいている。細かく追いますので、実際にはそういうことであるご理解を賜りたい。

【横地委員】

保育士加点の見直しのところで、「市外居住地で市内保育施設に勤務する方」ということは、そのお子さんが逗子市内の保育施設に入る場合ということか。

【事務局(杉山参事)】

はい。

【横地委員】

市外居住者は減点を行わないということで、今現状、保育士であろうがなかろうが、市外の方はほとんど入れないという認識でいるのだが、これは、一回目の入所審査のテーブルには乗ってるんだけど百点減点されてしまうから入れないんだよという理解なのか、最初から市外の方は一回目のテーブルに乗っていないのか、どっちなのか。

【事務局(杉山参事)】

毎年、保育所の入所申し込みは10月・11月で一次の締め切り、一次の方で選考し、もし定員の余剰があったり、一次の内定を出した方でキャンセルされた方がいたりするとき、それに対して二次の申し込みで再審査する。二次の申し込みは、一次で待機になってしまった方と二次に申し込みされた方とを対象にするが、県外を含めて市外の方は、一次の選考にのせていない。今回の見直しは市外居住者で市内保育施設に勤務する者について一次の選考からのせるという意味になる。

【石井委員】

保育士の加点の見直しについて、入所後、5年程度の職務実績を求めるところで、実際、知り合いの保育士で自分が働いている所に自分の子どもを預けて、自分は別のお子さんたちをみるという形で復職されるパターンが結構多い。5年となると、その間にまた妊娠・出産となることもあるのでは。その5年の間に第2子、第3子を出産される方が少なくないのではないかと思う。5年というのは現実的な年数なのかというのは感じる。

【事務局(杉山参事)】

5年間その園をやめないでくださいということなので、育児休暇をとる時は、職員として休暇をとるのである。入園後、保育士を辞めて別の仕事をするのはやめてくださいねということである。少なくとも逗子市内の園の職員として身分は置いてくださいということ。育児休暇を取るか取らないかは休暇の話なのでまた別の話である。

【寶川会長】

5年というのは妥当な数字なのか。保育士の離職率は一年間で相当数のパーセンテージがあるのが現実な話である。実際、5年続けるというのはどうなのか。

【横地委員】

この抑止力というのは、最初保育士で入れたが、その後、違う職業に移ってしまうという可能性も経験上なくはない。そういう意味での抑止力なのではないかと。保育士として頑張ってくださいねという、ある意味応援でもある。転勤などでやめてしまうのは仕方のないことで、結局お子さんも一緒に行ってしまうから、3年でもいいのかもしれないが、現場としても3年ではなく5年は勤めていただきたいなというのはある。抑止力という意味では良いのかなと思う。幼稚園は関係あるのか。

【事務局(杉山参事)】

10点の加点だけである。

【森委員】

逗子の幼稚園ないし保育園に就職し、子どもが入れた、子どもが入れたので翌年戻りますという場合の子どもは対象か。

【事務局(杉山参事)】

核心のお話である。一旦入所を認めたお子さんを、保護者の保育要件が変わったので退所させることは法律上原則できない。実際これは誓約書になるので、自分から退所するということを誓約いただくことになる。

【竇川会長】

保育士の確保という狙いも背中合わせであるということであろう。

【議題5】 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化について（資料5）事務局より「幼児教育・保育の無償化について」説明された。（説明省略）（質疑応答）

【角田委員】

給食が保育園で出るが、よく問題になるのは、低所得の方は保育料が安いけど給食費の方が高くなって逆に負担が増えるのではないかと。そういう方のために給付があるということか。要するに、今までの保育料より給食費が増えてしまう方のための助けにすることか。

【事務局(杉山参事)】

基本的に年収360万円までの方には負担は無しということになっている。第2子については半額になる制度があり、その中で一部4,500円を超える世帯が全くないわけではないので、上回ってしまう世帯があるかもしれないという意味だと理解した。そこに関しては各市町村が配慮することを国から求められているので、各自治体で対応することになる。

【角田委員】

今までより増えることはなるべくないようにということか。

【事務局(杉山参事)】

その通りです。

【角田委員】 逗子には、幼児教室みたいなものはないのか。正式な幼稚園ではないが、絵を教えるとか、自然の中で触れ合う時間を持つなどの場所が。藤沢市には結構ある。そういったものは幼児教育無償化の対象にはならないのか。

【事務局(杉山参事)】

今話にあった事業は、大きく分けて二つある。週に2、3回集まって活動し場所が決まっている場合と、自然を活用して行う場合と。頻度の問題がございまして、比較的回数が少ないバージョン、毎日行っているのだけれどもその内容が保育が目的ではなくていろいろな経験を積ませるものについて、今回の制度化の中でも国会レベルで問題になっているが、現行の制度では年間の開所日数とお子さんをお預かりする時間が一定を超えると認可外保育施設として届けってもらうことになっている。その施設設置の目的そのものが保育事業ではなくて、無認可の幼稚園をしたいという考えで設置をしている施設が全国的にはないわけではない。設置の目的と中身そのものが保育ではないのだが一定時間集まって開所日数も一定以上あるということで、国としては認可外施設として届け出を求めているのだが、使っている方が保育は必要のないという方なので、この方々については残念ながら今回給付の対象にはならない。市内では、4月に「うみのこ」という施設がオープンした。昨年度まで「うみのようちえん」として週に2、3回活動されていた。この4月から毎日の活動をし、認可外保育施設として届け出もなされている。その利用者の中で何名かは保育要件に該当しないで利用されている。これまでの「うみのようちえん」としての活動の流れの中で利用されているので、この方々については対象にならないということになる。「うみのこ」については昨年秋から開所についての相談を受けた中で、無償化についての枠組みも含めて説明している。そこは園の方で設定する保育料の方で無償化されて安くなった方と無償化の保育の要件に該当しない方については、保護者の納得がいくような保育料に内部で意思決定していると同っています。

【角田委員】

幼稚園版の認可外ということであろう。保育の認可外は対象になった。国会でも非常にいろいろな意見が出た。最初、認可外は出ないと政府は言ったが、出るようにした。同様に幼稚園の方も、認可外の幼稚園でちゃんと活動している所については検討してもいいのではないかと。保育所は認可外は出るが、幼児教室と呼ばれている自主的にやっている所は出ないとすると、通わせている親にしてみれば（金額の差が大きいので）利用者が段々減っていき、その活動自体が弱まっていくのではないかと危惧される。逗子市だけの判断は難しいということはあるのかもしれないが、保育で認可外が認められている以上は、保育士の資格がない人しかいない所でも対象にするということなのだから、できたら幼児教室と呼ばれている所も、認可外保育はまず5年間対象にするのだと言っているのだから、そのようにしていった方がよいのではないかと思う。

【事務局(杉山参事)】

今回子ども子育て支援法の改正で国会の中でも議論されており、どういった施設を対象とするかは内閣府で検討組織をつくって話し合わせ、対象としないという結論を出した。それに対して支援法の改正案の中で議論が行われ、そこは対象にすべきであろうということで付帯決議という形で衆参共に、この法律の施行5年以内に制度の見直しが見直しが予定されているがその際には真摯に検討するよとの付帯決議が付いている。だから、いずれそういう方向で見直しをされると理解している。認可外保育施設に関しては、ベビーホテルなどもそうだが、死亡事例もあり、基本的にルール化されている。保育所には保育所指針、幼稚園には幼稚園教育要領があり、それによって事業の展開がなされる基本的な枠がある。認可外保育施設といったときに、保育所保育指針に従ってやっているというのがあるということと、3分の1以上の保育士の設置が定められているということと、指導監督基準ということとで最低限満たすべきルールが決まっている。こういったことが担保されているので認可外保育施設は対象にしますということである。これに対して、認可外の幼稚園は定義がないので、幼稚園教諭が3分の1以上いなきゃいけないとか、設置基準があって、これが満たされていなかったら認可外として適切ではないですよという判断の基準がないので、給付の判断の基準としてはそこができなかった

というのが正直なところであると思っています。ただ前向きな議論がされるであろうという認識はもっている。

【隈部委員】

私は自主保育を5年やっている。自主保育は教育指導要領に沿っていない。だからこそいいという所があって、そこに通う人にとっては、なぜ幼稚園はいいのに自主保育に通うのはいけないのかという思いがある。お金の問題で幼稚園に通う人は増えていこうと思う。この活動はとても良い活動だと思っているので、無くなってほしくない。世田谷区では市民の助成みたいなものがある。幼稚園の補助とは違う枠で市民の助成があったので、逗子市でも、自主保育に関しても助成が無償化とは別にあったらいいと思う。

【事務局(杉山参事)】

幼児教育は、遊びを中心に子どもたちの発達をどう皆で支えていくかという話なので、その中身の中ですり合わせをしていければ、解決できる側面もあるかと思う。自然の中で何か活動することを幼児教育の中で何も否定していないわけであるから。子どもたちのためになることが一番大事なことで、議論を深めていければと思う。

【議題6】 保育所条例の一部改正について

保育所条例の一部改正について（資料6）事務局より「保育所条例の一部改正について」説明された。（説明省略）（質疑応答）

【寶川会長】

一部条文を削除したいということである。皆様にここでお諮りしたい。

【野坂委員】

入所の特例であった第4条において、入所していた児童は今までいたのか。いるとすれば、どのように特例を認めていたのか。条文が削除されることで、児童相談所が認めた児童が入所できなくなるということがあっては困るなと思ったので。

【事務局(杉山参事)】

本市で待機児童が生じたのは平成19年度からだったが、それ以前から制度の利用の実態はなかった。少なくとも15年間はなかった。もし児童相談所が必要な案件の場合は、児童相談所で書類を書かれるであろうから、その時点で子どもを守るために保育が必要だという判断になるので、そこは心配ない。全国的にみると、地方の広いエリアで幼稚園か保育園どちらかしかつくれないとなった時に、近いところに通えるようになった方がいいだろうということがあるので、全国的に条文として置かれていたと認識している。

【寶川会長】

付け加えると、条文の中に保育を必要とするとあって、保育を必要とする中には、家庭での養育が不適切というのが、もう既に保育所を利用しても可能だということになっているので、大丈夫である。

【横地委員】

公立の保育園にこれがあると知らなかった。今は保育を必要とするという条件の方が全員入られているのだが、一時期は定員割れという時期もあったので、100人定員のところを10人定員が割れ

ていたとしたら、その 10 人分は保育所に入所できる条件が整わなくても月謝を払えばそこに入園できるよというのが自由契約であった。今、養護という意味では全員入所できていると思う。民間でも待機児はいるので、こういうことはほとんどない。私も 20 年以上経験はない。

【寶川会長】

一部条文を削除してよろしいか。

(一同了承。)

【議題 7】 その他

【事務局(村上主幹)】

本日、席上に本会議の会議録の未定稿を配付している。それぞれ内容をご確認の上、訂正等があれば、8月15日までにお知らせいただきたい。次回の会議は9月下旬を予定している。骨子案については、分かりやすい内容にしたものを配布したい。次回は内容に踏み込んだ形での議論をいただきたいと思っている。

【小関委員】

最近、ホームページに子ども・子育て会議の情報が載っていない。ぜひ資料等についても載せていただきたいと思う。よろしくお願いします。

3. 閉会

以上により本日の議事を終了し、第 2 回逗子市子ども・子育て会議を閉会し、散会した。

以 上